

○東京藝術大学美術学部近現代美術史・大学史研究センター内規

〔令和元年12月12日  
制 定〕

(設置)

第1条 美術学部に、本学部に関する歴史的・文化的に重要な資料（以下「資料」という。）の収集、保存、管理を行うとともに、その活用を図るため、近現代美術史・大学史研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 この内規は、センターの組織、業務及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(組織)

第3条 センターに、センター長及びその他必要な教職員を置くことができる。

- 2 センター長は、美術学部教授会構成員の中から学部長が指名する。
- 3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、センターの業務を総括する。

(委員会の設置)

第4条 センターの適切な運営を図るため、東京藝術大学美術学部教授会規則第7条第1項の規定に基づき、美術学部教授会に、近現代美術史・大学史研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 美術学部教授会構成員の中から学部長が指名した者 5名程度
  - (3) その他、学部長が特に必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
  - 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) センターの事業計画に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認めたこと。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、センター及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この内規は、令和2年1月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名されるセンター長及び第5条第1項第2号及び第3号の委員及びの任期は、第3条第3項及び第5条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。